

共立女子大学・共立女子短期大学における 公的研究費の運営・管理に関する内部監査内規

(目的)

第1条 この内規は、共立女子大学および共立女子短期大学(以下「本学」という)における公的研究費の運営・管理に関し、不正の発生の可能性を最小にし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリングおよび監査体制を整備・実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における定義は、「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」第2条の規定によるものとする。

(モニタリングの実施)

第3条 公的研究費の運営・管理に関する本学全体のモニタリングは、内部監査室が実施し、最高管理責任者への報告を行う。

2 内部監査室はモニタリングの結果を、不正防止対策に反映させるため、研究不正防止委員会において報告・助言等を行い、連携強化を図るものとする。

3 公的研究費の運営・管理に関する部局内のモニタリングは、コンプライアンス推進責任者が行い、必要に応じて改善を指導する。

(内部監査部門)

第4条 本学における公的研究費の運営・管理に関しての内部監査部門は、最高管理責任者の直轄の組織とし、内部監査室をもって充てる。

(内部監査部門の責務)

第5条 内部監査部門は公的研究費の運営・管理に関し、本学の実態に即した不正発生要因を分析しなければならない。

2 内部監査部門は、前項により把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図らなければならない。

(内部監査の実施)

第6条 内部監査部門は、前条に規定した責務の下、公的研究費の配分機関および学内規程の定めるところ(以下「ルール」という)により、内部監査を実施する。

2 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているか等のチェックを一定数行う。また、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(監査手順の確立)

第7条 内部監査部門は、監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成する。マニュアルは見直しを行い、随時更新しながら内部監査に関わる関係者間で活用するものとする。

(リスクアプローチ監査の実施)

第8条 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

2 内部監査部門は、必要に応じ、下記の対応を行う。またその際の手順もマニュアルに定めるものとする。

(1) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認し、出勤簿との照合を行う

(2) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して出張目的や概要についてヒアリングを行う

(3) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う

(4) 納品後の物品等の現物確認を行う

(5) 業者の帳簿との突合を行う

(報告)

第9条 内部監査部門は、第6条および第8条による監査を実施した結果を、最高管理責任者へ速やかに報告するものとする。

(連携強化)

第10条 内部監査部門は監事および会計監査法人との連携を強化し、公的研究費が適正執行されるよう努めるものとする。

(コンプライアンス教育への還元)

第11条 内部監査部門は監査報告の取りまとめ結果をコンプライアンス教育に反映させるため、第9条に定める最高管理責任者への報告のほか、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に対しても情報提供と助言を行う。

(規程の改廃)

第12条 この内規の改廃については、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この内規は、平成27年1月20日から施行する。